



せんだん通信  
ー中国四国厚生局だよりー

平成 29 年冬（1 月）号

（平成 29 年 1 月 10 日発行）

中国四国厚生局

Chugoku-Shikoku

Regional Bureau of Health and Welfare

【目次】

< 巻頭言 >

- 「新年」に思いを巡らせてみた。 . . . . . 総務管理官 渡部 博実

< 各課からのメッセージ >

- 牛田本町 4 丁目、5 丁目のぴんぴんコロリ倶楽部の活動のご紹介  
と認知症サポーター養成講座の開催について . . . . . 地域包括ケア推進課 佐藤 功

< 各課からのメッセージ >

- 1 月から個人型確定拠出年金（愛称「iDeCo」）の加入者範囲が拡大されました。 . . . . . 保険年金課 渋谷 亮
- 中国四国厚生局指導監査課の業務について . . . . . 指導監査課
- 年金審査課とは . . . . . 年金審査課 池田 悦朗

< あとがき >

「せんだん通信ー中国四国厚生局だよりー」について

「せんだん通信」は中国四国厚生局のホームページへ掲載しています。  
インターネットで「中国四国厚生局」と検索して、右のバナーをクリック  
していただければ見つかります。

～中国四国厚生局だより～  
せんだん通信  
地域情報を発信しています。

なお、紙面上の☆印の表示は、ホームページ上でリンク設定をしている箇所です。リンク先の情報をご覧になりたい場合は、中国四国厚生局ホームページ「せんだん通信」からご覧ください。

巻頭言：「新年」に思いを巡らせてみた。

総務管理官 渡部 博実

平成 29 年の新春を迎え、心よりお喜び申し上げます。

今年（2017 年）の干支は酉年である。酉年にも五つほど種類があるようで「丁酉（ひのととり）」となり、丁（ひのと）の文字は釘から来ており「安定する」を意味し、また、酉は「酒」に関する時に用いられ、収穫した作物から酒を造るといったことから「実る」と言う意味があることから「実り安定する年」となるとのこと。

一方の陰陽五行説では、丁（火）と酉（金）となり、相克（対立、争う）の関係になるとも言われており、「あまり善いようにならないことを暗示？」するとも言われております。考えると、今年 1 月はアメリカのトランプ政権が 20 日からスタートしますが、昨年の大統領選以来、その言動（対立や争いの予感を臭わせ）に日本も含め世界各国がトランプ氏の動向等を（正に「トランプ占い」であるがごとく次のカードを）着目しているところである。

船出は波風荒く悪天候であれど、やがて静まり穏やかな航海となり「実り安定する年」となることを期待したいところであります。

昨年の中国（広島）地域での出来事を振り返ると、なんと言っても流行語大賞となった「神ってる」の鈴木誠也選手や「男気」の黒田博樹投手を率いる「広島東洋カープ 25 年ぶりのリーグ優勝」であろう！広島のみならずあちらこちらでトレードカラーの「赤」色に染まった光景が今も目に焼き付いている。さらには「オバマ大統領の広島（原爆慰霊碑）訪問」という歴史的な大きな出来事もありました。

また、東日本大震災の爪痕も未だ癒えぬ中で、隣の九州で熊本震災が発生し、当局も職員派遣の支援を続けるさなかに、当中国管内の鳥取県（倉吉市を中心とした）大地震発生といった予期せぬ災害にも見舞われました。（当中国四国厚生局も、昨年末から現地へ赴き、被災を受けた福祉関係施設等の被害状況確認（災害査定）作業に現在も奔走しているところです。）平成 26 年の土砂災害に続く管内の災害に、改めて「危機への備え」等を再認識したところでもあります。

話は変わりますが、私事ではあるが昨年（申年）還暦を迎えた。（単身赴任宅の TV 越しに前述のカープの優勝で「赤」色に染まる光景を（カープ女子のユニホーム姿を我が身になぞらえて）眺めつつ一人祝い酒を頂きました。）

例年 11 月は年金の強化月間とされており、さらには 11 月 30 日を（いい未来の語呂）「年金の日」と定め「国民が年に一度、それぞれの老後等生活と年金について思いを巡らす日」として年金の意義等についての理解促しに努めています。私もこの月間のイベントで中国管内の地方に出向く機会がありました。

過疎化と共に、鉄道やバスの路線廃止や本数の見直し等が進む中での路線バスの待合室での会話に耳を傾けてみた。「体の不調、病院、健康、家族、生活、物価、金銭・・・」等、何処でもお決まりの会話が続く。

そして年金の話では「少ない？・・・けどあるとありがたい」また、テロ等外国の不安定な状況等もあり「日本はまし？」など・・・

昨年の流行語大賞にノミネートされた言葉に「都民ファースト」があったが、私ども厚生局は「地域ファースト」の視点から考えることも必要？とも思い、バスに揺られながら、この地域住民の会話から思いを巡らせてみた。

年金の所得代替率（OECD加盟国）

（単位：％）

	公的年金	義務的加入 の私的年金	義務的加入 年金計	任意加入の 私的年金	合計
オーストラリア	13.5	30.9	44.5		44.5
オーストリア	78.1		78.1		78.1
ベルギー	46.6		46.6	13.3	59.9
カナダ	36.7		36.7	29.3	66.0
チリ	0.0	32.8	32.8		32.8
チェコ	49.0		49.0		49.0
デンマーク	21.5	46.3	67.8		67.8
エストニア	28.5	22.0	50.5		50.5
フィンランド	55.8		55.8		55.8
フランス	55.4		55.4		55.4
ドイツ	37.5		37.5	12.5	50.0
ギリシャ	66.7		66.7		66.7
ハンガリー	58.7		58.7		58.7
アイスランド	3.4	65.8	69.2		69.2
アイルランド	34.7		34.7	30.3	65.1
イスラエル	11.8	49.3	61.0		61.0
イタリア	69.5		69.5		69.5
日本	35.1		35.1		35.1
韓国	39.3		39.3		39.3
ルクセンブルク	76.8		76.8		76.8
メキシコ	3.9	21.6	25.5		25.5
オランダ	27.1	63.4	90.5		90.5
ニュージーランド	40.1		40.1	12.4	52.5
ノルウェー	44.0	5.9	49.8		49.8
ポーランド	43.1		43.1		43.1
ポルトガル	73.8		73.8		73.8
スロバキア	38.9	23.1	62.1		62.1
スロベニア	38.4		38.4		38.4
スペイン	82.1		82.1		82.1
スウェーデン	37.0	19.0	56.0		56.0
スイス	23.3	16.9	40.2		40.2
トルコ	75.7		75.7		75.7
イギリス	21.6		21.6	29.8	51.4
アメリカ	35.2		35.2	32.6	67.8
OECD加盟国平均	41.3		52.9		57.6

出典：OECD「PENSIONS AT A GLANCE 2015」

日本の年金は国際比較ではどうなっているのか？

（行政の専門部門や一部シンクタンク等以外あまり論じられていないように感じる方も多いと思います。昔の話となるが元経済企画庁（現総務省等）に出向し、物価の内外価格差（国際比較）調査に携わり OECD 資料に触れる機会もあったことから、少し調べてみると）

所得代替率（OECD として独自の前提を置き、各国の現役世代が年金を受給しはじめる時点の水準を推計したもの）で、年金の国際比較をみると、OECD34 カ国平均の年金（公的年金の他、一定基準以上に普及が進んでいる国については私的年金含）の所得代替率は約 53%であることが見てとれます。（別表の 2015 版 OECD 公表資料（元版を和訳整理）参照）

義務的加入の年金（私的年金含）の代替率が高いのは、オランダ（約 90%）、スペイン（約 82%）、オーストリア（約 78%）、ルクセンブルグ（約 77%）となっております。

更に、よく見るとオランダ、アイスランド、ノルウェーなどは義務的加入の私的年金の給付が占める割合が大きいことが分かります。

また、アメリカやカナダを見ると任意加入の私的年金が含まれています。

日本の年金を見てみると、義務的加入の公的年金のみで約 35%となっており、公的年金に限れば OECD34 カ国中 23 番目であることも見て取れます。

皆さんは「イデコ=iDeCo」を知っているだろうか？

特に中国地域（北陸、近畿等の西日本エリア）では「イコカ=icoca」は良く知られているが？・・・

今年1月からスタートした個人型の確定拠出年金の愛称である。公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の一つですが、今までは、自営業者の方などに限られていたものを全ての方が加入できる仕組みとなりました。また、税制優遇措置やその積み立てた資産をポータビリティ（持ち運び）でき、転職したときなども使いやすい仕組みとなっているようで、従来の公的な私的年金（企業年金や国民年金基金）を更に拡充させたものとなった訳です。（年金については、ご承知のとおり過去に色々ありましたが、その結果として議論と検討が深まり、着実に変革前進していることを感じませんか？ただ既に還暦を過ぎた者は、加入できないことに少し寂しさも感じますが・・・なお、「イデコ=iDeCo」については、後段で詳しく説明しています。）

年金のみならず、私どもの所管する厚生行政を見ると、国際的にも例のないわが国の「超少子高齢化社会」到来に向けて、社会保障改革の先進国モデルをめざし、医療、介護、福祉、子育て等々 急がれる課題対策が後に控えているところです。また、私ども中国四国厚生局管内の地域を見ても、まさしく高齢化等が進み、年金、介護、医療、福祉、等々どれをとっても厚生行政と関係が深い地域状況であることが見てとれます。

先ほども触れましたが、私個人は残り数ヶ月の勤務となります。

これから自分が社会の中で支えられる側に移行する端境期に入ったこと。

これからの時代へ向け変革を進める国や行政組織の一員として（端くれとして）、途中で退く（申年、去る）歯がゆさと寂しさ。

これからの次の世代に責任と業務達成等の期待（西、取り）を託すこと。等

縷々 年末から新年に思いを巡らせたところでありませう。

各課からのメッセージ：牛田本町4丁目、5丁目のぴんぴんコロリ倶楽部の活動のご紹介と認知症サポーター養成講座の開催について

地域包括ケア推進課 佐藤 功

地域包括ケアについては、地域にお住まいの皆さま、市町村や地域包括支援センターの職員等、様々な方々が取り組みを行っておられます。地域包括ケア推進課では、そうした地域での取り組みを実際に見せていただくため、管内各県から、様々な取り組みをされている地域をご紹介いただき、現地に伺ってお話を聞いたり、活動に参加させていただいたりしています。

今回は、地域での取り組みと当局の取り組みをそれぞれ簡単に紹介させていただきます。

#### 1. 地域の取り組み～牛田本町4丁目、5丁目ぴんぴんコロリ倶楽部～

広島市東区牛田本町4丁目、5丁目では、平成28年8月下旬から町内会や老人クラブの主催で、毎週金曜日10時から12時に地域の方々が集会所に集まって、体操やお茶会をする「ぴんぴんコロリ倶楽部」という活動をされています（地域にお住まいの方なら参加費無料、事前申込無しで参加可能とのことです）。

私は、平成28年10月21日の金曜日の活動を見学しました。当日は約30名の方（約3分の2が女性）が参加されていました。

私も一緒に体操をしましたが、「脚の上げ下ろし」や「椅子からゆっくり立ち上がる」運動などは、意外にきつく、日頃の運動不足を痛感しました。一部のメニューでは、参加者それぞれの筋力にあったおもりを付けて行っておられました。

立ち上げ前から、地域包括支援センターの方そして体操を指導して下さる療法士の方も一緒に打合せを行い、3回療法士の指導を受けた後は、地域の皆さまが中心になって活動を続けておられるそうです。



○体操の様子（腕の上げ下ろし）



○体操の様子（脚の上げ下ろし）

1時間弱の体操が終わると、お茶会が始まります。参加者の方々が楽しそうに談笑されており、地域にこうした通いの場があることで多くのつながりができていることを実感しました。

ぴんぴんコロリ倶楽部の立ち上げに携わられた松浦さんからお聞きしましたが、地域包括支援センターの方から「皆さんがいつまでも元気で過ごせるように、地域の皆さままで体操をする通いの場を作りませんか？」とのお話を受け、通いの場を作ることで自分たちも元気になり、地域の皆さまにも元気になってもらい地域に恩返しをしたいと立ち上げにご尽力されたそうです。しばらく参加されない人がいれば声をかけるなど、住民主

体ならではの様子もお聞きしました。体操が始まったことを機に老人会の入会も増え、体操以外の場にも地域の輪が広がったそうです。松浦さんをはじめ立ち上げに携わられた皆さまの熱い思いと、地域のつながりにとっても感動しました。

## 2. 厚生局の取り組み～認知症サポーター養成講座～

中国四国厚生局では、広島市役所の地域包括ケア推進課を通じて、広島市認知症アドバイザーの木田裕子様  
に講師をお願いし、認知症サポーター養成講座を平成28年11月1日に開催いたしました。

厚生局職員39名とともに広島合同庁舎内の他府省からも8名にも参加いただき、今回新たに47名の認知症サポーターが誕生しました。

また、前述した他府省からの参加者の皆さまには、各々での認知症サポーター養成講座開催を依頼させていただいているところです。

前号（せんだん通信28年秋（11月）号）に掲載している「☆[認知症について](#)」で認知症や認知症施策の説明をしていますので、詳しくはそちらをご覧ください。



講座の様子



受講者一同

## 3. おわりに

中国四国厚生局では、中国5県各地で行われている地域包括ケアに関する様々な取り組みを見させていただき、紹介したいと考えています。

読者の皆さまも「わが町ではこんな活動をしている。」という情報があれば、ぜひお寄せいただければと思います。(E-mail: [cskousei167@mhlw.go.jp](mailto:cskousei167@mhlw.go.jp))



各課からのメッセージ：1月から個人型確定拠出年金（愛称「iDeCo」）の加入者範囲が拡大されました。

保険年金課 渋谷 亮

個人型確定拠出年金は、公的年金（厚生年金や国民年金等）や確定給付企業年金とは違い、自分の持分（年金資産）が明確で、自己の責任において運用商品を選び運用する制度で、公的年金の上乗せとなる制度です。

平成29年1月からは、今までこの制度に加入できなかった専業主婦や公務員を含めて、基本的に60歳未満の方全てが加入できる制度となり、愛称も「iDeCo」として新たにスタートしました。

The graphic features a light blue background with white clouds. At the top, the text '私がつくる 私の未来' (I create my future) is written in large, bold, green characters. Below this, 'iDeCo' is written in large, bold, orange characters, with 'イデコ' (Ideko) in smaller red characters above it. Underneath, the text '“個人型確定拠出年金”の愛称決定' (Decision on the nickname for "Individual-type Defined Contribution Pension Plan") is written in green. Below that, a line of text explains the origin: '英語表記の i ndividual-type De fined Co ntribution pension planから 親しみやすい響きの「イデコ」としました。「i」には「私」という意味も込めています。' (From the English name 'Individual-type Defined Contribution Pension Plan', we chose the sound 'Ideko' which is easy to remember. The 'i' also carries the meaning of 'I'). At the bottom, another line of text states: '2017年1月からiDeCoは専業主婦、公務員の方を含め、基本的に60歳未満のすべての方がご利用できるようになります' (From January 2017, iDeCo is available to all people under 60 years old, including housewives and public employees). At the very bottom, there is a row of eight colorful cartoon characters representing different professions: a construction worker, a worker in a blue cap, a woman in a brown apron, a man in a suit, a woman in a pink top, a chef, a woman in a dark jacket, and a man in a white lab coat.

## ◎ iDeCoの4つのポイント

### ○ポイント1 年金掛金の運用方法は、自らが決定

自分の持ち分（年金資産）の運用方法は加入者自らが選択できます。具体的には、国民年金基金連合会の委託を受けた金融機関等（運営管理機関）が用意した複数の運用商品から選定することになります。

iDeCoへの加入手続きも基本的にはこれらの金融機関等を通して行うこととなります（個々の運営管理機関は、国民年金基金連合会のホームページから確認できます）。

加入手続き、運用商品の選定に当たっては、運営管理機関で、以下の事項について確認しておくことが重要です。

- ・ 確定拠出年金制度、資産運用の基礎的な情報
- ・ 運営管理機関の業務内容（運用商品情報の入手方法、運用指図方法、再委託先、手数料体系など）
- ・ 運用商品の利益損失実績（見込み）やセーフティネットの有無
- ・ 掛金の納付ルール

## ○ポイント2 年金の受給年齢・形態は自ら決定

給付の種類は、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の3種類です。老齢給付金は原則60歳（70歳までに受給の請求をしなければならない）から受給可能で、年金資産の1/20以上～1/2以下の範囲で、5年～20年の有期年金として受給できます。また、運営管理機関が定める場合は、5年後に一時金として受け取ることも可能です。

障害給付金は、70歳までに一定の障害状態になった場合に受給できます。

死亡一時金は、加入者が死亡したとき、遺族が一時金として受給できます。

## ○ポイント3 年金資産を持ち運べます

退職・転職の際は、確定拠出年金間で年金資産を持ち運ぶことができます。

たとえば、iDeCoの加入者が企業型年金（企業型確定拠出年金）のある企業へ転職した場合は、その年金資産を転職先の企業型年金に引き継ぐことができます。

## ○ポイント4 手厚い税制上の優遇措置

- ・掛金が全額所得控除されます
- ・運用益も非課税で再投資されます
- ・受け取るときも税制優遇措置があります

## ◎ リスクがあることも忘れずに

○運用リスクは本人が負担することとなります

運用による資産の減少リスクの他、例えば、運用機関が倒産した場合、金融に関する各業法に基づく一定金額までの保証となります。国民年金基金連合会が保証を行うことはありません。

○事務費などの手数料は加入者が負担します

連合会の事務費手数料の他、運営管理機関や事務委託先金融機関が徴収する手数料をそれぞれが定めるところにより加入者が負担します。

○年金額は各自の運用実績に基づいて決まるので、事前に確定しているわけではありません。

○原則、掛金を途中で引き出すことはできません。また、解約返戻金のような制度はありません。

iDeCoは、公的年金への上乗せとしての一つの選択肢です。老後の所得保障の一層の充実を図るため、皆さま、検討してはいかがでしょうか。

※ この記事をお読みいただいた事業主様へ

加入を希望する従業員がいる場合は、加入希望者に係る証明書の作成や掛金の納付について事業主様にご協力いただく場合がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



## 指導監査課

中国四国厚生局指導監査課では健康保険法等に基づき、主に以下の業務を行っております。

1. 保険医療機関等の指定、諸変更及び保険医等の登録、諸変更
2. 保険医療機関等の施設基準等の届出等の審査、受理、調査
3. 保険医療機関等の指導・監査
4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに関する事務及び指導・監査



今回は保険医療機関等の施設基準の届出と医療保険制度のルールについて、紹介したいと思います。

保険医療機関等の施設基準の届出についてですが、そもそも施設基準って何？と思われる方がほとんどだと思います。施設基準とは健康保険法の規定に基づき、保険医療機関等の機能、設備、診療体制等を評価するためのもので、厚生労働大臣が定めた保険診療等について、その基準を満たすことにより、一部の所定点数が算定できるというものです。施設基準の届出を受理された保険医療機関等は、どの施設基準の届出を行っているか院内の見やすい場所に掲示する事とされています。

施設基準は2年ごとの診療（調剤）報酬改定の際に見直され、新設される施設基準、変更や廃止される施設基準等がありますが、その数は増加傾向にあり、届出をする保険医療機関等はもちろんですが、審査・受理をする私どもも施設基準届出要件の解釈について、頭を悩ます日々が続いております。なお、各保険医療機関等が届出されている施設基準については当局のホームページでも確認ができますので、興味のある方はご覧いただければと思います。

続きまして医療保険制度のルールについてです。

保険診療については、施設基準以外にも診療点数を算定するためのたくさんの細かいルールがありますが、今回は「一部負担金と領収証」に関係するルールを紹介したいと思います。

保険医療機関等は受診時に患者から一部負担金の支払いを受ける義務があります（医療費助成制度等により負担なしの場合もあります。）。一部負担金の支払いに伴い、領収証と医療費の計算のもととなった項目のわかる明細書が患者さんに発行され、領収証や明細書の内容を確認することで診療内容等を詳しく知ることができます。保険医療機関等は、医療費通知が患者さんに届いた時などに不信感を持たれることのないよう、適正な一部負担金の受領が大切となります。

医療費通知とは各医療保険制度の保険者から患者さんに届く、「医療費のお知らせ」のことをいいます。医療費通知には、保険証を使って診療を受けた際の医療費の内訳が書かれています。その目的は、医療費がどのくらいかかっているかを知っていただき、健康管理に注意を払っていただくことで、限られた医療財源を有効に使っていくというものです。また、医療費の過剰請求や架空請求がされていないかといったチェック機能も果たします。

なお、指導監査課の業務としては、保険医療機関等に医療保険制度のルール等をよく理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的とした保険医療機関等の指導等を行っています。

医療費は、皆さまがお支払いいただいている保険料等が財源となっています。指導監査課が行っている指導と併せて、皆さまにおかれましては領収証・明細書又は医療費通知の内容確認を行っていただくことが限りある財源を有効かつ適正に使われる事にも繋がりますので、皆さまのご理解、ご協力よろしくお願いたします。

皆さまこんにちは。年金審査課からのメッセージをお届けします。

年金審査課は平成27年4月に創設された課ですが、まだご存じない方もおられると思いますので、改めて課の業務を具体的にご説明いたします。

厚生年金保険や国民年金への加入期間や保険料の納付状況など国が管理している年金記録が間違っていると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。このため、年金記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。請求を受けた厚生労働省（中国四国厚生局 年金審査課）は、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家による審議結果に基づき、年金記録の訂正（不訂正）決定を行います。

まず**年金記録の訂正請求**について、**手続を含め**詳しくご説明いたします。

□訂正請求できる方

訂正請求は、年金に加入している方（過去に加入していた方を含む。）、ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方（遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。）が行うことができます。

□請求方法

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

1. 年金事務所にある書類（日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。）

①年金記録訂正請求書 ②同意書 ③請求の概要

2. 請求内容に関する状況が分かる資料

次のような書類が「請求内容に関する状況が分かる資料」のひとつとなります。

・年金手帳・国民年金手帳・厚生年金保険被保険者証・確定申告書・給与明細書・家計簿の写し・源泉徴収票・預貯金通帳・勤め先の辞令・厚生年金基金加入員証・雇用主や同僚の方の証言（書）・当時の履歴書・勤務実態を示す当時の写真など

□訂正請求の留意点

☆厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料（確定申告書、給与明細書、家計簿など）や周辺事情（訂正を求める期間が短期間であり、その期間を除いて全て納付済みになっていること、配偶者は納付済みであることなど）に基づき、総合的に判断します。

☆調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、事業主による保険料控除）などについて、記録訂正につながる資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

☆当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただくとともに、証言等できる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

続いて**請求後の流れ**をご説明いたします。

◆年金事務所で訂正請求を受け付けると、まずは「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」に該当するか記録の確認調査を行います。

◆「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」は、年金事務所で速やかに記録を訂正します。年金を受給されている場合は、訂正後の記録に基づく年金の額に変更します。

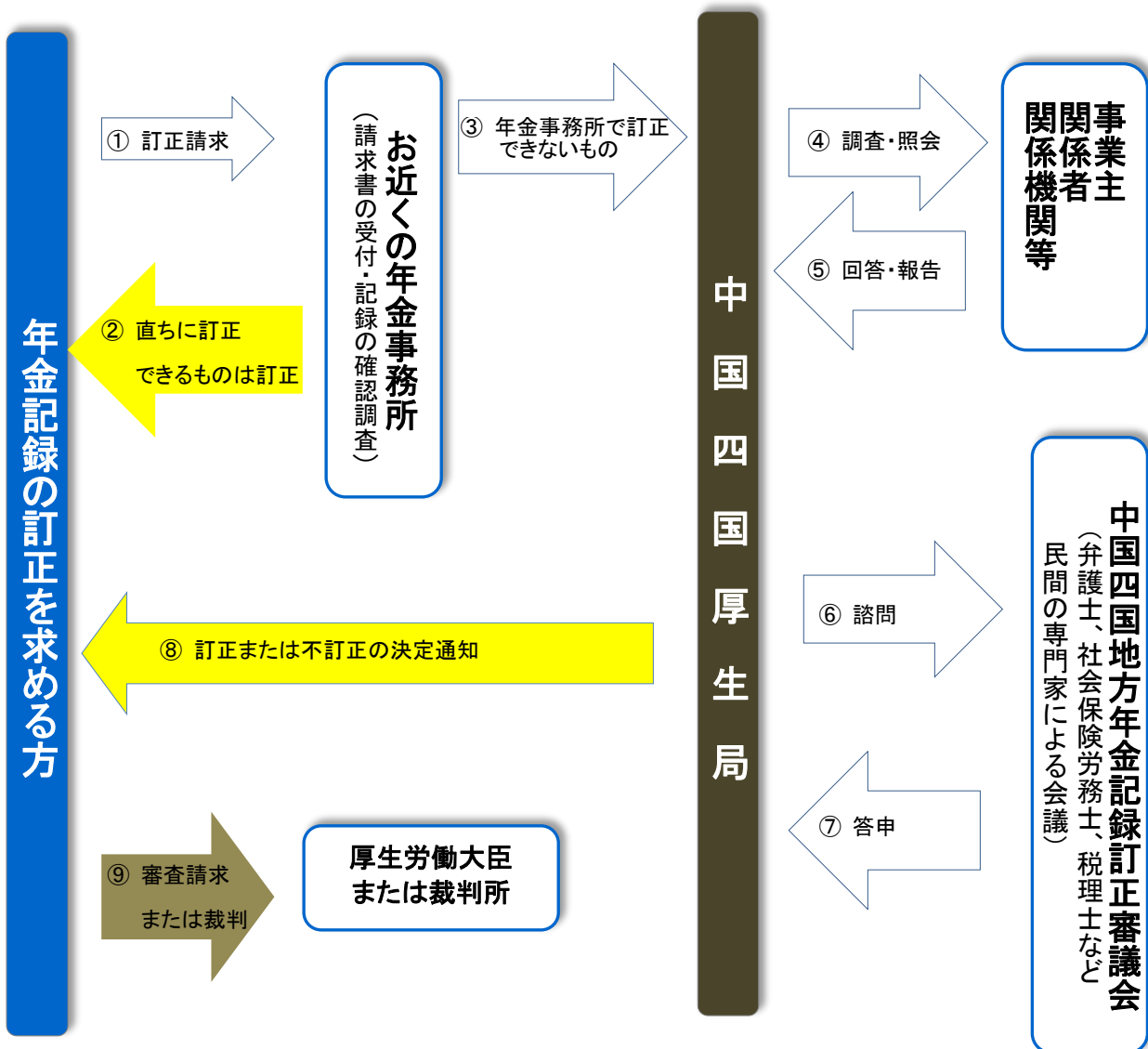
- ◆ 「年金事務所で直ちに記録訂正できるもの」以外のものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。
- ◆ 地方厚生(支)局に送られた訂正請求は、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が、国民の皆さまの立場に立って審議します。
- ◆ その後、専門家の審議結果に基づき、地方厚生(支)局長が訂正(不訂正)決定を行います。

年金審査課の業務を分かっていただけではないでしょうか。

訂正請求の期限はありません。年金記録が間違っていると思われる方は、過去のいつの記録であっても年金記録の訂正を請求することができます。年金記録が間違っていると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

年金審査課は、これからも適正な年金記録訂正事務遂行のため、関連資料の収集や周辺事情の調査・照会や円滑な審議会運営を行っていきます。

## 年金記録の訂正手続の流れ



## あとがき

明けましておめでとうございます。

平成 29 年も、皆さまにとりまして健康で良い一年になりますよう祈念し、本年もよろしく願いいたします。

昨年 12 月 15 日、山口県長門市では、ロシアのプーチン大統領との首脳会談が行われました。ワーキングディナーでは、山口産の食材を使った料理や日本酒が振る舞われたとのこと。皆さまも今年は、山口県の名産を味わう「聖地巡礼」の旅に、「おいでませ 山口へ」。

新年恒例の一般参賀が 2 日に行われ、9 万 6.7 千人（5 回）が参賀に訪れたとのこと。これは、平成で 2 番目（最も多いのは平成 6 年の 11 万 1.7 千人（8 回））に多かったようです。天皇陛下が昨年 8 月に、生前退位のお気持ちを表明されたことで、国民の関心が高まっているようですね。

さて、新年を迎え、皆さまは、初詣には行かれましたでしょうか。中国地方の初詣の人気スポットには、鳥取県の宇倍神社、島根県の出雲大社、岡山県の最上稲荷、広島県の護国神社、山口県の防府天満宮があり、毎年、多数の参拝者が訪れます。

私かというと、人混みが苦手なので、自宅近くの小さな神社にお参りし、家族の健康などを祈念しました。そしてもう一つ重要なお願いをしました。昨年、カープは 25 年ぶりにリーグ優勝をしましたが、今年は、33 年ぶりの日本一という記念の年となるよう祈念しました。